

○厚生労働省告示第二百五十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和三十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年七月一日から適用する。

平成三十年六月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 第1部～第8部 (略) 第9部 追 補 (5) 注 射 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円 (け) 献血アルブミン20「KMB」 20%20mL 1 瓶 2,407 献血アルブミン20「KMB」 20%50mL 1 瓶 4,257 献血アルブミン25「KMB」 25%50mL 1 瓶 5,193 献血グロブリン注射用2500mg 2.5g 50mL 1 瓶 (溶 「KMB」 解液付) 15,627</p>	<p>別表 第1部～第8部 (略) (新設)</p>

(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正)

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第2 第1部～第4部 (略) 第5部 追 補 (2) 注 射 薬 品 名 規 格 単 位 (け) <u>献血アルブミン20 “化血研”</u> <u>20%20mL 1 瓶</u> <u>献血アルブミン20 “化血研”</u> <u>20%50mL 1 瓶</u> <u>献血アルブミン25 “化血研”</u> <u>25%50mL 1 瓶</u> <u>献血グロブリン注射用2500mg “化血研”</u> <u>2.5 g 50mL 1 瓶 (溶解液</u> <u>付)</u></p>	<p>別表第2 第1部～第4部 (略) (新設)</p>